

保険加入条件

保険加入依頼者（お申込みされる方）において、下記 1.~2.のすべてに当てはまる方のみお申込みいただけます。

1. お申込時点で日本国内からインターネットでアクセスされている方となります。（個人によるお申込みに限ります。法人によるお申込みはできません。）
2. 申込日時点で満 18 才以上の方

保険加入者証

保険加入者証は発行いたしません。『旅行保険オンライン契約照会』からダウンロードまたは印刷してください。インターネットにアクセスすることにより 24 時間いつでもご加入内容を確認いただけます。ご旅行に際しては保険加入者証をダウンロードまたは印刷してご持参ください。

なお、紙による保険加入者証をご希望の方は弊社保険変更受付センターにご依頼ください。出発の当日を含め 8 日以内にご依頼いただいた場合は加入者証の郵送が出発日までに間に合わない可能性がありますのでご注意ください。

引受制限

イスラエル、パレスチナ自治区（ガザ地区・ヨルダン川西岸地区）およびレバノンが渡航先に含まれる場合は、お引き受けできません。

保険料相当額の支払い方法

保険料相当額のお支払いは代理店にて定められた方法に準じます。

なお、クレジットカードでのお支払いは保険加入依頼者名義のクレジットカードでの 1 回払のみとなります。（分割払いやリボルビングについてはお受けできません）

※下記クレジットカードがご利用いただけます。



その他ご注意

1. ご加入前に被った損害については、保険金のお支払いはできません。
2. お客様のクレジットカード番号や個人情報を入力して頂くページは、SSL に対応しており、クレジットカード番号などは暗号化されて伝送されます。SSL に対応していないブラウザや、SSL を許可していないネットワーク環境ではクレジットカード番号の入力はできません。
3. 当社の責によらない通信手段、端末障害等により、インターネットでの保険契約手続きが遅延または不能となったために生じた損害につきましては、当社は責任を負いません。
4. 通信経路での盗聴等により、保険契約情報、クレジットカード情報等が漏洩したために生じた損害につきましては、当社は責任を負いません。

本サービスにて旅のキャンセル保険（ネット専用旅行関連サービス取消費用補償保険）をお申込みされる場合は、上記の内容すべてに同意される場合のみ、加入いただけます。

同意いただけない場合には誠に申し訳ございませんが、インターネットによる本保険のお引き受けはできません。

Chubb 損害保険株式会社
L2310633
2023 年 11 月

重要事項説明書：包括契約用

この書面では、旅のキャンセル保険（ネット専用旅行関連サービス取消費用補償保険）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際して加入依頼者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。必要に応じて弊社ホームページの Web 約款をご参照ください。

保険用語のご説明

ネット専用旅行関連サービス取消費用補償保険普通保険約款にも「用語の定義」として記載しておりますので、ご確認ください。

企画旅行等	旅行業者、航空会社等が提供する募集型企画旅行（注 1）および受注型企画旅行（注 2）等で、旅行行程の最初に搭乗を伴う旅行のことをいい、旅行代金前払いでの予約が必要で、予約をキャンセルした場合に取消料、違約料等が発生するものをいいます。
航空券等	飛行機、列車、車両、船舶等の搭乗券をいいます。
宿泊施設	ホテル、旅館、民泊等の施設をいいます。（注 3）
代理店	保険代理店をいいます。
旅行関連サービス	「企画旅行等」、「航空券等」、「宿泊」、「レンタカー」に関わるサービスをいいます。
旅行予定者	企画旅行等参加予定者、航空機等搭乗予定者、宿泊予定者、レンタカー利用予定者をいいます。
レンタカー	レンタカー事業者から有償で貸し出される自動車をいいます。

（注 1） 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 12 条の 3（標準旅行業約款）に基づく標準旅行業約款 募集型企画旅行契約の部 第 2 条（用語の定義）第 1 項に規定するものをいいます。

（注 2） 旅行業法第 12 条の 3（標準旅行業約款）に基づく標準旅行業約款 受注型企画旅行契約の部 第 2 条（用語の定義）第 1 項に規定するものをいいます。

（注 3） 旅館業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 2 条に定める旅館業に分類される施設、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 13 条（旅館業法の特例）に定める国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の認定を受けた事業者の事業の用に供する施設、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条（定義）に定める住宅または日本国外におけるこれらに準ずる施設のうち宿泊の用に供される部分をいい、旅行関連サービスの対象となる宿泊施設をいいます。

1. 保険加入前におけるご確認事項

意向確認

この保険商品（旅のキャンセル保険「ネット専用旅行関連サービス取消費用補償保険」）は、旅行関連サービスを取りやめたこと等により生じる費用（注）損害を補償する保険です。（※海外旅行保険、国内旅行傷害保険ではありません。）

（注）取消料、違約料等の名目で旅行業者等から払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを必要とする費用をいいます。

保険の対象となる旅行関連サービスのキャンセル規定等をご確認のうえ、保険商品の補償内容がお客様のご希望どおりとなっているかご確認ください。

(1) 保険商品の仕組み **契約概要**

ご加入いただきます旅のキャンセル保険（ネット専用旅行関連サービス取消費用補償保険）は、ご加入者様にお渡しする保険加入者証（または保険証券）に記載された代理店を保険契約者とし、保険契約者と Chubb 損害保険株式会社（以下「弊社」といいます）との間で締結された包括契約です。お客様が旅行会社 の窓口等において包括契約へのご加入手続きを頂くことにより補償が有効となります。保険金のお支払については、お客様が弊社と直接ご加入される場合と原則異なることはありません。

なお、「保険料相当額領収証」は、弊社からご加入者様に直接発行いたしませんので保険契約者にお問い合わせください。

また、本契約（包括契約）において、[被保険者]、[保険契約者]は下記の定義となります。

[被保険者]：旅行者、航空会社等に対して旅行代金を支払い、当会社と保険契約者との間で締結された包括契約に従い、保険加入手続きを行った者。

[保険契約者]：保険契約を締結した保険証券記載の法人。

旅行関連サービスごとに以下の条項が適用されます。詳細は Web 約款の各補償条項をご参照ください。

企画旅行等補償条項	航空券等補償条項
企画旅行等参加予定者が、旅行最初の搭乗を中止した場合または旅行を途中で取りやめた場合に、被保険者が被った損害に対し保険金をお支払いいたします。	航空機等搭乗予定者が、航空機等への搭乗を中止した場合に、被保険者が被った損害に対し保険金をお支払いいたします。 ただし、手配旅行契約、取消、変更にかかる手数料等は補償の対象とはなりません。
宿泊補償条項	レンタカー補償条項
宿泊予定者が、宿泊施設での宿泊を中止した場合等に、被保険者が被った損害に対し保険金をお支払いいたします。 ただし、手配旅行契約、取消、変更にかかる手数料等は補償の対象とはなりません。	レンタカー利用予定者がレンタカーの利用を中止した場合等に、被保険者が被った損害に対し保険金をお支払いいたします。

上記に関わらず、この保険ではキャンセルの際に航空会社、宿泊施設または旅行会社より換金性があり実質的に金銭と同等の価値のある旅行券等が給付された場合は、その額を保険金の額から差し引きます。

具体的には、旅行券、ギフト券、電子マネー等が給付された場合は、その額を保険金の額から差し引きます。

なお、旅行会社の企業ポイント、航空会社のマイルポイント・バウチャー・クーポン等は差引の対象とはいたしません。

(2) 保険金をお支払いする主な場合 **契約概要**

次の事由により旅行関連サービスをキャンセルした場合に、保険金をお支払いいたします。

- ① 旅行予定者または旅行予定者の配偶者もしくは 3 親等以内の親族が死亡した場合または危篤になった場合
- ② 旅行予定者が傷害または疾病を直接の原因として医師の治療を受け、医師の指示により旅行関連サービスの利用を中止したり、レンタカー利用予定者が旅行を中止した場合
- ③ 旅行予定者の配偶者または 1 親等以内の親族が傷害または疾病を直接の原因として医師の治療を受け、旅行予定者による看護・介護が必要となった場合
- ④ 火災・風災・水災等により住居または家財に 100 万円以上の損害が生じた場合
- ⑤ 裁判所の呼出により証人または評価人として出頭する場合もしくは裁判員または補充裁判員に選任され出廷する場合
- ⑥ 旅行予定者が搭乗を開始する空港、駅等（もしくはレンタカー利用開始地）へ向かう際に次のいずれかに該当した場合
 - ・ 運航時刻が定められている交通機関に運休、欠航または 1 時間を超える遅延が発生した場合
 - ・ 旅行予定者が自動車等を運転している間または自動車等に乗車している間に事故が生じた場合
 - ・ 旅行予定者が使用する自動車等が故障した場合
- ⑦ 旅行関連サービスの目的地（もしくはレンタカー利用開始地）において、運送機関・宿泊施設等に事故または火災が発生した場合
- ⑧ 日本国外の旅行関連サービスの目的地において、地震もしくは噴火またはこれらによる津波が発生した場合（レンタカー補償条項は除きます。）
- ⑨ 旅行関連サービスの目的地（レンタカー補償条項においては、日本国内での利用開始地）において、次のいずれかの事由に該当した場合
 - ・ 戦争、外国の武力行使、テロ行為
 - ・ 核燃料物質等の有害な特性、またはその特性による事故
 - ・ 上記の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩ 日本国外の旅行関連サービスの目的地に対して日本国政府が退避勧告等を出した場合（レンタカー補償条項は除きます。）

- ⑪ 日本国外の旅行関連サービスにおいて、旅行予定者に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合（レンタカー補償条項は除きます。）
- ⑫ 旅行予定者に対して災害対策基本法に基づく避難指示等が発令された場合。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波に伴う避難の指示等を除きます。
- ⑬ 旅行関連サービスの目的地（もしくはレンタカー利用開始地）で発生した天候不良もしくは自然災害に対して避難の指示等が出された場合
- ⑭ 旅行予定者が家庭において飼育している犬または猫が次のいずれかの事由に該当した場合
 - ・ 傷病により死亡した場合または危篤になった場合
 - ・ 傷病により動物病院で手術を受けた場合またはその傷病を直接の原因として入院した場合
- ⑮ 旅行予定者が所有するパスポート（旅券）が盗難に遭った場合（レンタカー補償条項は除きます。）
- ⑯ 旅行予定者が所有する自動車運転免許証が盗難に遭った場合（レンタカー補償条項に限ります。）

(3) 保険金をお支払いできない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

次の事由により旅行関連サービスをキャンセルした場合には、保険金をお支払いいたしません。

- ① 保険契約者、被保険者もしくは旅行予定者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 保険契約者、被保険者もしくは旅行予定者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者または旅行予定者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ・ 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - ・ 酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ・ 麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 上記のほか、旅行関連サービスを提供する事業者の破産、解散または未払債務の履行不能もしくは支払遅延によって生じた損害については保険金をお支払いいたしません。

(4) 補償期間 **契約概要**

	企画旅行等補償条項	航空券等補償条項	宿泊補償条項	レンタカー補償条項
保険責任の開始	保険料相当額の支払いが完了した時			
保険責任の終了	以下の各旅行関連サービスの終了時または補償期間の末日の午後 12 時のいずれか早い時			
	旅行最後の搭乗日の午後 12 時	搭乗日の午後 12 時	宿泊チェックアウト日の午後 12 時	レンタカー返却日の午後 12 時

(5) 保険契約の失効 **契約概要** **注意喚起情報**

保険加入の後、次の事由等に該当した場合は、保険契約は失効します。

企画旅行等補償条項	航空券等補償条項	宿泊補償条項	レンタカー補償条項
旅行関連サービス提供会社の事情により旅行関連サービスに関する契約が解除され、旅行代金の払戻しを受けた場合	旅行関連サービス提供会社の事情により搭乗が中止となり、旅行代金の全額の払戻しを受けた場合	旅行関連サービス提供会社の事情により旅行関連サービスに関する契約が解除され、宿泊代金の払戻しを受けた場合	旅行関連サービス提供会社の事情により旅行関連サービスに関する予約の取消、または契約の拒絶もしくは解除により、レンタカー代金の払戻しを受けた場合
保険契約者または被保険者が旅行関連サービスに関する契約を解除、取消または変更した場合			

(6) 保険料相当額の決定の仕組みと払込方法等 **契約概要**

① 保険料相当額決定の仕組み

保険料相当額は、旅行関連サービスの種類および代金等によって決定されます。実際にお支払いいただく保険料相当額につきましては、ご案内画面の保険に該当する箇所をご確認ください。

② 保険料相当額の払込方法

代理店にて定めた支払い方法に準じます。

(7) 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. 保険加入時におけるご注意事項

(1) クーリングオフ **注意喚起情報**

ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

3. 保険加入後におけるご注意事項

(1) ご加入後にご連絡いただく事項 **注意喚起情報**

ご加入後、次の事項が発生した場合には、遅滞なく代理店からご案内される方法に従いご通知ください

- ・ 保険加入依頼者の通知先（電話番号または電子メールアドレス等）を変更した場合

(2) 解約返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

解約する場合は、弊社までご連絡ください。

解約に際しては、加入時の条件を基に、Web 約款に定めた計算方法による保険料相当額を返還させていただきます。

返還される保険料相当額があっても、多くの場合でお払い込みいただいた保険料相当額より少ない金額になります。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 補償の重複 **注意喚起情報**

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（他の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）がある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故についてどちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
企画旅行等補償条項	海外旅行保険の
航空券等補償条項	・旅行変更費用補償特約
宿泊補償条項	・旅行中の事故による緊急費用補償特約
レンタカー補償条項	

(2) 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

保険契約を引受けている損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」がありますが、支払われる保険金や解約返れい金下記割合に削減されることがあります。詳細は、弊社ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧ください。

保険金支払	解約返れい金
破綻後3ヶ月間は、補償割合100%(全額支払)	補償割合80%

(3) 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

弊社は、保険加入のために得た個人情報（保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。）について、以下のとおり取り扱います。なお、詳細については、弊社ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧ください。

<p>1. 主な利用目的について</p> <p>(1) 弊社が取り扱う保険の案内、募集および販売</p> <p>(2) 上記(1)に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理</p> <p>(3) 保険契約の引受審査、引受、履行および管理</p> <p>(4) 適正な保険金・給付金の支払</p> <p>(5) 弊社のグループ会社・提携先企業の商品およびサービスに関する情報の案内</p> <p>(6) 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応</p> <p>(7) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求（国内外の再保険引受会社等に対して、氏名、生年月日、その他保険契約申込画面等に記載された契約内容および保険事故等に関する情報を提供することがあります。）</p> <p>(8) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務</p>	<p>2. 第三者への情報提供について</p> <p>弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。</p> <p>(1) 法令に基づく場合</p> <p>(2) 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合</p> <p>(3) 弊社のグループ会社・提携先企業、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合</p>
--	--

(4) 保険に関する苦情・ご相談・連絡について 注意喚起情報

弊社への苦情・要望などは、下記にご連絡ください。

「お客様サポートダイヤル」 0120-550-385（無料通話）

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除きます）

(5) 指定紛争解決機関について 注意喚起情報

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人 保険オンブズマン 03-5425-7963

受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時（土・日・祝日・年末年始を除きます）

ホームページ：<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

L2110212NP（2022年11月）